

# 与謝野町四辻区規約

(前文)

四辻区民は、自らと家族の将来の為、相互協和の精神をもってより良き地域社会の構築に取り組むと共に、その社会的かつ環境に対する責務と自覚を持って、本区の持続的かつ建設的な発展を願うものである。

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本区は与謝野町四辻区 という。

(目的)

第2条 本区は、次に掲げる地域内自治活動を通じて、隣保共同の精神により地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区民相互の親睦及び協調精神の育成
- (2) 区域内の環境の整備
- (3) 公民館等の施設の維持管理
- (4) 各種団体との協働・連携行事による地域の活性化
- (5) 自主防災・交通安全・防犯などを通じて安心安全な地域環境の構築
- (6) 行政機関に対する要望、陳情等
- (7) その他本区の目的達成に必要な事業

(区域)

第3条 本区の区域は、四辻各3区・4区・5区の区域とし、詳細を以下に掲げる。

- (1) 与謝野町字四辻の区域
- (2) 与謝野町立市場小学校から野田川交番交差点、十王道橋、野田川グラウンドを結ぶ道路を境とし、字四辻の字界までの与謝野町字幾地の区域
- (3) 与謝野町字幾地17番地9、506番地1、885番地2、885番地6、885番地7、886番地、911番地7、912番地、1380番地1、1380番地2
- (4) 与謝野町字上山田860番地、857番地1
- (5) 与謝野町字三河内783番地1、783番地3、784番地2、788番地3、789番地、791番地1、792番地

(主たる事務所)

第4条 本区の事務所は、与謝野町字幾地1013番地2に住所を有する四辻地区公民館内に置く。

## 第2章 会員

(区民・賛助会員の定義)

第5条 区民は、第3条に定める区域に住所を有する個人とし、共に生計を立てる家族を世帯として区を構成する最小単位とみなす。

- 2 区民は、区有財産を総有する権利を有し、区費の負担及び会の目的とする事業に対し積極的に協力をするものである。
- 3 本区内において区民以外で事業活動を行う個人・法人・団体及び、区内に財産を有する個人・

団体は賛助会員とする。その取扱いについては別に定める賛助会員規程による。

#### (区費)

第6条 本区の会員（以下区民という）は、別に定める区費規程による区費を納付しなければならない。

- 2 区費の額は総会においてその承認を受けるものとする。
- 3 賛助会員は、別に定める賛助会員規程により応分の賛助会費を納付するものとする。

#### (入会)

第7条 本区の区域に入居した者又は団体に対しては、本区の趣旨を説明し、入会の案内を行うものとする。

- 2 本区に入会しようとする者は、その居住する地区の隣組を通じ区に届け出るものとする。
- 3 本区は、前項の届け出があった場合には、正当な理由がない限り、拒んではならない。

#### (退会等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 第3条に定める区域内に居住しなくなったとき
- (2) 本人より退会届が区に提出されたとき
- (3) 死亡、又は失踪宣告を受けたとき

### 第3章 組織

#### (役員)

第9条 本区に次の役員を置く。

区 長	1名
副区長	1名または2名
会 計	1名
理 事	9名以上12名以内
監 事	3名

- 2 監事を除く役員から、区長が7名を指名し財産区管理委員会委員を兼任する。

#### (役員を選任)

第10条 役員を選出は、第21条に規定する推薦委員会を以って選考し、総会の承認を得て選任する。

- (1) 役員を希望する区民は改選年度の1月1日から31日の間に、推薦委員会宛に届け出るものとする。但しその扱いについては推薦委員会に一任されるものとする
- (2) 役員は四辻区成人区民の中から選出される
- (3) 理事は、3区、4区、5区よりそれぞれ3名から4名、総数12名以内を選出し、理事の互選により代表理事を選出する
- (4) 監事は、3区、4区、5区よりそれぞれ1名を選出する

#### (役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は後任を役員会で選任し、その任期は前任者の残任期間とする。

#### (役員職務)

第12条 選任を受けた役員はそれぞれ以下の職務を掌握する。

- (1) 区長は、本区を代表し区の事業、事務を統括する
- (2) 副区長は、区長を補佐し区長事故あるとき、又は区長が欠けたときはその職を代行する
- (3) 会計は、本区の経理を担当する
- (4) 理事は、本区の事業、事務を審議運営する
- (5) 監事は、本区の事業及び会計事務を監査する
- (6) 区長以下役員の規約にのらない職務については別途役員規程による

(役員報酬)

第13条 役員には報酬を支給しその額については、総会において承認を受ける。

(隣組及び隣組長)

第14条 本区に地域を定めて隣組を設ける。

- 2 隣組には、組員の互選により隣組長を置く。
- 3 隣組長の任期は1年とする。但し再選を妨げない。
- 4 隣組長は、組を代表し組の事務・事業をつかさどる。
- 5 四辻区役員のうち、区長・副区長・会計・理事においては、その在職中は隣組長を兼務しない。
- 6 各々の隣組において構成員の過不足等により運営に支障ある場合は、隣接する隣組との合併及び隣組の分割を認める。尚、当該隣組間において協議・合意の上、区に届け出るものとする。

## 第4章 会議

(会議)

第15条 本区の会議は、次の6種とし、その内容は第16条から21条に定める。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会
- (4) 隣組長会
- (5) 査定委員会
- (6) 推薦委員会（役員改選年度のみ設置）

(総会)

第16条 総会は、定例総会と臨時総会に区分し次のとおり招集する。

- 2 定例総会は、年1回とし毎年3月最終日曜日に開催する。
- 3 区長は、次の場合臨時総会を招集しなければならない。
  - (1) 役員会が必要と認めたとき
  - (2) 区民が5分の1以上の同意を得て会議に付すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集を要請したとき区長は前項の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を開かなければならない。
- 4 総会の議長は、その都度会議に諮って選出する。
- 5 総会は総会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席により成立する。
- 6 総会の議決は出席者（委任状を含む）の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 7 総会には、次の事項を付議する。
  - (1) 区務及び会計報告

- (2) 規約の改正
- (3) 収支予算の議決
- (4) 事業報告及び決算の認定
- (5) その他本区の目的達成のため特に重要な事項

#### (役員会)

第17条 役員会は、随時区長が招集し、区の運営について必要な事項を審議する。

2 役員 の 役 務 につ い て は 別 途 役 員 規 程 に よ る。

#### (監事会)

第18条 監事の互選により代表監事を選任する。

2 代表監事は必要の都度、監事を招集し区の会計事務を監査し総会に報告するものとする。

#### (隣組長会)

第19条 隣組長会は、役員と隣組長をもって組織し、必要がある時随時区長が招集する。

2 隣組長会は、本区と隣組とに関する運営について必要な事項を審議する。

3 隣組長会は、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。ただし、隣組長の3分の2以上が出席し、その過半数の同意を得なければ議決する事が出来ない。

4 可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 隣組長会の議長は、区長がこれに当たる。

#### (査定委員会)

第20条 査定委員会は、区理事及び各区隣組長3名ずつを以って構成し、区費及び賛助会費の算定に係る事務をつかさどり、区内の公平を期する審議を行い区費及び賛助会費を算定するものとする。

#### (推薦委員会)

第21条 推薦委員会は役員改選年度のみ組織し、四辻区役員の選考に当たるものとする。

2 推薦委員会は改選年度の1月末までに隣組長会が指名する各区5名計15名の委員によって構成し、委員長1名・副委員長2名を互選し、その任に当たる。

3 推薦役員会のその他の役務・運営については推薦委員会規程に定める。

## 第5章 資産

#### (資産の構成)

第22条 本区の資産は、別に定める財産目録記載の資産、賦課金、補助金、寄付金、財産区繰出金及び雑収入を以って充てる。但し財産区の会計とは区別しなければならない。

#### (資産の管理)

第23条 本区の資産は、区長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

#### (資産の処分)

第24条 本区の資産で、第22条第1号に掲げるもののうち総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において過半数の議決を要する。

## 第6章 会計

#### (会計年度)

第25条 本区の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算及び事業報告)

第26条 区長は、会計年度終了後速やかに収支計算書、事業報告書、財産目録等を作成し、監事、役員会の承認を経て、次の総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 雑則

(規約の改廃)

第27条 この規約は総会において総会員数の4分の3以上の議決を得、かつ、与謝野町長の認可を受けなければ改廃することはできない。

(出役)

第28条 区は区内における公共の福祉・環境の整備・災害対応等に対し必要ある時は区民に協力を要請する事ができる。

(災害見舞金)

第29条 区民が次の各号に定める災害を受けた場合は、本区より災害見舞金を支給する。

- (1) 風水害、火災
- (2) 世帯主が特別事故により死亡した場合

2 災害見舞金の額は、その災害の程度により役員会において決定する。

(表彰)

第30条 本区は、次の各号に該当する者を、総会において表彰することができる。

- (1) 長期間にわたり本区の役員を勤め功労のあった者
- (2) 本区発展のため特に功労のあった者

2 そのほかの表彰は表彰規程による。

(顧問及び参事)

第31条 本区に、顧問および参事を置くことができる。

- 2 顧問および参事は、役員会の同意を経て区長が委嘱する。
- 3 顧問および参事の任期は2年とする。
- 4 顧問および参事は、役員会に出席して意見を述べる事ができる。
- 5 顧問および参事は、無報酬とする。

(その他必要な事項)

第32条 本区に自治会活動の円滑な運営の為、以下に掲げる各規程を設ける。尚規程の改正については役員会において十分な審議のもと3分の2以上の同意をもって変更できるものとする。

- (1) 区費規程
- (2) 賛助会員規程
- (3) 査定委員会規程
- (4) 役員規程
- (5) 推薦委員会規程
- (6) 表彰規程

その他、区の運営に必要な事項は、区長が役員会に諮って定める。

附 則

この規約は、昭和56年6月1日より施行する。

附 則

この改正規約は、昭和59年4月21日より施行する。

附 則

この改正規約は、昭和60年4月18日より施行する。

附 則

この改正規約は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この改正規約は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この改正規約は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この改正規約は、平成26年4月1日より施行する。

附則

この改正規約は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この改正規約は、令和3年4月1日より施行する。